

# 技能実習生共同受入事業に関する約款

愛知商工連盟協同組合

# 技能実習生共同受入れ事業に関する約款

愛知商工連盟協同組合（以下「甲」という）の実施する「外国人技能実習生共同受入事業」（以下「本事業」という）について、技能実習生の受入れを希望する企業（以下「乙」という）とは、「本事業」の運営について、次の通り契約する。

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 甲及び乙は、本事業を通じて、乙の持つ産業上の技術、技能又は知識（以下「技能等」という）を技能実習生に修得させることにより、開発途上国に技能等の移転を図り、開発途上国の産業・経済の発展を担う人材育成に資するとともに、両国間の相互理解と友好親善の推進を図ることを目的とする。

## 第2章 本事業の基本的枠組み

### （日本国における滞在期間）

第2条 日本における滞在期間は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）並びに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という）が規定する在留資格「技能実習1号」と「技能実習2号」及び「技能実習3号」による期間に区分して設定するものとする。

- 2 「技能実習1号」に係る滞在期間は、技能実習生各人につき1年を超えない期間とする。
- 3 「技能実習2号」に係る滞在期間は、技能実習生各人につき2年を超えない期間とする。
- 4 「技能実習3号」に係る滞在期間は、技能実習生各人につき2年を超えない期間とする。尚、「技能実習3号」は、「技能実習2号」終了後に母国への1ヶ月以上の帰国滞在を経てからの実習開始とするか、帰国せず移行した場合は移行後1年以内に1ヶ月以上の一時帰国をする必要がある。

### （講習及び本邦外における講習又は外部講習）

第3条 入管法の規定に基づき、技能実習生が入国当初に受講する講習（以下「講習」という）は、甲が関係法令に従い適正に実施するものとする。

- 2 講習の時間数は、「技能実習1号」に係る滞在期間の6分の1以上とする。但し、送出各国の教育機関が実施する外部講習が、事項の条件を充足する内容で技能実習生の入国前6ヶ月以内に1ヶ月以上かつ160時間以上をそれぞれ実施された場合には、「技能実習1号」に係る滞在期間の12分の1以上とすることができる。
- 3 日本国外で行われる外部講習は、送出各国において、日本語、日本国での生活一般に関する知識及び日本国での円滑な技能修得に資する知識について、実施されるものとする。
- 4 介護職種においては、日本語科目的入国後講習は、240時間以上であり、かつ法定上定められた科目を標準として行われるものとする。なお、入国前に、日本語能力試験のN3程度以上を取得している技能実習生の場合は、法定上定められた科目的通り80時間以上行うものとする。

日本語科目的講義は、学校教育法に基づく大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者を講師として行われるものとする。

- 5 介護職種においては、技能等の修得等に資する知識科目的入国後講習は、42時間以上であり、法定上定められた科目を標準として行われるものとする。技能等の修得等に資する知識の科目的講義は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四の介護の領域に区分される教育内容について講義した経験を有する者その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者を講師として行われるものとする。

- 6 介護種目においては、入国前講習で各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる（各教育内容については、講義を行った時間数の分だ

け短縮可能)。入国後講習の時間数を短縮する場合は、入国前講習における教育内容と講師は、入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。但し、入国前の日本語科目的講義の講師については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も認められるものとする。

#### (技能実習)

第4条 「技能実習1号」に係る技能実習は、技能実習生と乙との雇用契約の下、外国人技能実習生機構(以下「機構」という)より認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習修了後から適正に実施するものとする。

2 「技能実習2号」に係る技能実習は、「技能実習1号」と同一の実習実施機関において、同一の技能等に関し、技能実習生と乙との雇用契約の下、機構より認定を受けた技能実習計画に基づいて適正に実施するものとする。尚、「技能実習2号」への移行は、技能検定試験基礎級の筆記及び実技試験の合格並びに在留状況の評価と技能実習計画の評価認定の評価基準を上回る必要がある。また、「技能実習2号」が終了するまでに基礎級と同一職種の上位級(3級)の実技試験を受験しなければならない。

3 「技能実習3号」に係る技能実習は、「技能実習1号」及び「技能実習2号」と同一の技能等のさらなる習得に向け、技能実習生と乙との雇用契約の下、機構より認定を受けた技能実習計画に基づいて適正に実施するものとする。但し、「技能実習3号」においては、「技能実習1号」及び「技能実習2号」と同一の実習実施機関である必要はなく、技能実習生は受入れを希望する乙以外の実習実施機関と雇用契約を締結し、実習を継続することもできる。尚、「技能実習3号」への移行に際し、技能検定3級の実技試験の合格並びに在留状況の評価と技能実習計画の評価認定の評価基準を上回る必要がある。また、「技能実習3号」が修了するまでに技能実習2号の修了前に受験した技能試験よりもさらに上位級の技能試験を受験しなければならない。

4 技能実習は、甲の責任及び監理の下、乙が関係省庁の定める指針等のガイドラインに則り実施するものとする。

#### (技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員)

第5条 乙は、技能実習責任者を配置する必要がある。また、技能実習生が習得する技能等について、5年以上の経験を有する常勤職員の中から技能実習指導員を配置するとともに、技能実習生の生活を把握し、その相談・指導に当たる生活指導員を配置するものとする。尚、技能実習指導員及び生活指導員は各事業場に配置する。夜勤等のシフト制の場合は実習生の勤務時間帯に技能実習指導員の不在がないよう別途配置するものとする。

2 技能実習責任者は、技能実習責任者講習を3年毎に受講する義務がある。また、技能実習指導員及び生活指導員に対する養成講習は3年毎の受講が推奨されている。

3 乙及び乙の技能実習責任者及び各指導員は、その職務の遂行において事故及び大きな問題に遭遇した場合は、甲に対して速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

4 乙又はその経営者及び役員、技能実習責任者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習に係る不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日以降、法で定める期間を経過し、且つ、再発防止に必要な改善措置が講じられていることを技能実習生受入れの条件とする。

### 第3章 職業紹介関連業務

#### (送出機関及び甲の支援)

第6条 乙(求人者)と技能実習生候補者(求職者)との間で、雇用契約の締結に向けて円滑に合意がなされるよう必要な支援について、送出機関及び甲は協議、相談の上、適切な措置を講ずる。

#### (求人者及び求職者の同意)

第7条 送出機関及び甲は、業務提携による職業紹介を行うことについて、予め対象となる技能実習生候補者(求職者)及び乙(求人者)の同意を得なければならない。

### (秘密の厳守)

第8条 送出機関及び甲は、本章の規定により取得する個人情報については、業務提携による職業紹介においてのみ使用し、適正に管理するとともに守秘義務を負う。

### (技能実習生の決定)

第9条 技能実習生候補者（求職者）は、本章に定めるところによる職業紹介を経て、乙（求人者）との間で雇用契約を締結し、日本国への入国手続きを終えることにより、技能実習生となるものとする。

## 第4章 技能実習生の待遇等

### (技能実習生の待遇)

第10条 講習期間中の待遇は次の通りとする。

- (1) 入国当初における講習期間中は、平均的な日本人の生活水準を維持できる生活実費を講習手当として、月額 64,000～85,000 円を1回若しくは2回に分けて、甲が技能実習生本人に直接支給し、技能実習生本人の受領印又は受領の署名を徵するものとする。尚、講習の為に日本国内の移動費用が発生した場合には、講習手当とは別に甲が実費を技能実習生本人に支給するものとする。
- (2) 講習期間中の宿泊施設については、技能実習生へ無償で貸与するものとし、通常の生活に必要な設備等を備えた宿泊施設を甲が確保する。尚、この宿泊施設の費用については、講習費用と合わせて乙が負担するものとする。
- (3) 講習は、止むを得ない特別の事情がある場合を除き、1週間あたり40時間を超えないものとし、且つ、予め定めた講習時間外の時間及び講習日以外の日には行わないものとする。
- (4) 甲及び乙は、技能実習生について、外国人技能実習生総合保険や民間の傷害保険等に加入する等、講習期間中の死亡、負傷、疾病等の場合における技能実習生の保障措置を講じるものとする。

2 技能実習期間（講習期間を除く。以下この項においても同じ）中の待遇は、次の通りとする。

- (1) 講習修了後に、技能実習生は乙との雇用契約の下、技能実習を行うが、当該雇用契約は、日本国への入国手続きにおいて締結され、講習の修了後に効力が発生するものとする。尚、技能実習生に対する雇用条件書若しくは労働条件通知書の交付は、乙が雇用契約書を締結の際、本人に対して母国語併記で行うものとする。
- (2) 乙は、毎月、一定期日に技能実習生本人に対して直接賃金の全額を支払う。但し、法令の定めがある税金、社会保険料等の控除を、また労使で賃金から控除協定を締結している場合にはその範囲内での控除をすることができる。尚、同協定により控除する額は実費を超えないものとする。また、乙は賃金支払いに際して、現金支給の場合には、技能実習生本人に賃金支払明細書を交付の上、賃金受領書に技能実習生からの受領印又は受領の署名を徵する。口座振込の場合は、口座振込に関する労使協定を締結し、技能実習生本人からも書面による同意を以って賃金支払明細書の交付を行う。尚、技能実習期間中に日本国内の移動旅費が発生した場合には、乙の規定により旅費等の手当てを支給する。
- (3) 技能実習期間中の宿泊施設については、乙が確保し、技能実習生に対し有償又は無償で貸与するものとする。
- (4) 技能実習期間における所定労働時間は、休憩時間を除き、原則として1週間に40時間、1日について8時間を超えないものとする。但し、労使協定を締結した場合、その範囲内で時間外・休日労働を行わせることができるものとし、その場合には割増賃金を支給する。尚、所定時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせる場合であっても、乙は、技能実習制度の趣旨を踏まえ、技能実習生が長時間労働とならないよう配慮するとともに、技能実習生に対する指導が可能な体制を確保するものとする。

### (強制預金等の禁止)

第11条 甲又は乙は、技能実習生等から、当該技能実習生が日本国において従事する技能実習に関連して、名目の如何を問わず、金銭その他の財産を管理し、且つ、当該技能実習が完了するまで管理することを予定してはならない。

#### (技能実習の中止)

第 12 条 技能実習生本人の責めに帰することができる事情により、技能実習の継続が不可能、又は不適当な場合には、技能実習生本人から事情を聴取した上で、送出機関、甲及び乙が協議し、該当者の技能実習を中止し、帰国させることができる。

#### (技能実習生の一時帰国)

第 13 条 技能実習生の「技能実習 1 号」「技能実習 2 号」又は「技能実習 3 号」の在留中の一時帰国については事前に相談のうえ認めるものとする。尚、この場合の一時帰国の旅費等の費用は技能実習生本人の負担とする。「技能実習 3 号」として再入国する前、または資格変更後 1 年以内に法令に従って 1 ヶ月間以上の一時帰国をする場合の費用は乙の負担とする。

### 第 5 章 甲乙双方の役割、義務等

#### (甲の役割と義務)

第 14 条 甲は、本契約の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 本事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置。
- (2) 技能実習生の来日及び在留の為の日本国政府に対する法的諸手続きの実施。
- (3) 講習期間中の技能実習生用の宿泊施設及び講習施設の確保。
- (4) 講習のカリキュラム策定及び講師の手配、実施。
- (5) 適正な技能実習計画の策定に関する指導。
- (6) 技能実習計画に基づく乙における適正な技能実習実施の監理・指導。
- (7) 乙に対する監理・指導及び監査、監査報告書の作成・届出。  
尚、甲は、乙における技能実習の実施状況を把握する為に必要と認める時には、乙の技能実習実施施設及び技能実習宿泊施設に立ち入ることができ、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員及び実習生と面談することができるものとする。また、賃金台帳やタイムカード等から実習状況を把握し、必要事項について乙から報告を得ることができるものとする。
- (8) 機構、地方入国管理局、JITCO、各国大使館等の関係諸機関に対する技能実習実施における必要な報告及び各種届出。
- (9) 技能実習生からの各種相談への適切な対応。
- (10) 乙の倒産時等、技能実習生の責めに帰することができない事由により技能実習の継続が困難となった場合における新たな実習先の確保。(技能実習生が技能実習の継続を希望する場合に限る)
- (11) 送出機関との連絡調整その他の技能実習事業の円滑な推進に必要な業務。
- (12) その他、上記業務に附帯する業務。

#### (乙の役割と義務)

第 15 条 乙は、本契約の各条で定めるもののほか、次の役割と義務を負う。

- (1) 甲の指導に基づいた技能実習計画の策定。
- (2) 技能実習計画に沿った技能実習の実施。
- (3) 技能実習生用の宿泊施設の確保及び生活に必要な付帯設備。
- (4) 適正な技能実習生の選抜。(送出機関と甲の協力による)
- (5) 不適切な方法による技能実習生の管理の禁止。
- (6) 労働関係法令の順守。(乙に所属する一般の従業員に対する措置を下回らないものであること)
- (7) 技能実習生に対する最低賃金法等の労働関係法令に基づく賃金の支払い。
- (8) 技能等の修得状況の確認。
- (9) 不法就労助長行為の禁止。
- (10) 技能実習制度に必要な法的諸手続き。
- (11) 乙の倒産等、技能実習生の責めに帰することができない事由により技能実習の継続が困難となった場合における新たな

な実習先確保への協力。

(12) 技能実習に必要な施設の確保。

尚、技能実習に必要な施設は労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置に準じた対策を講じたもの。

(13) 技能実習生の修得する技能の技能検定試験基礎級・3級・2級の受験指導及び受験に必要な材料・設備の準備、地域により検定員（実習生の受け入れ職種について、乙の在籍者を除いた70歳未満の10年以上の実務経験者）の手配。

(14) 機構及び入国管理局へ提出した情報に変更が生じた場合、直ちに甲に申し出ることにより、甲を通じて機構及び入国管理局への届出の変更手続きをすること。

(15) その他、上記業務に附帯する業務。

**(事故・病気・犯罪・失踪に関する措置)**

第16条 技能実習生に関する事故・病気・犯罪・失踪が発生した場合は、乙は速やかに甲にその事実を報告することとし、以降の措置については甲の指示に従うものとする。

2 技能実習生の事故・病気・犯罪・失踪等、または乙の責めに帰すべき重大な事由により技能実習生が期間を途中で切り上げて帰国した場合、甲は乙に対して責任を負わないものとする。

3 国又は機構や入国管理局の指示・指導・命令等によって、技能実習生が期間を途中で切り上げて帰国した場合も、甲は乙に対して責任を負わないものとする。

**第6章 費用の負担**

**(監理費の内訳)**

第17条 本事業の推進に関し、甲側で要する費用（以下「監理費」という）は、次の通りとする（但し、技能実習生候補者選抜、決定等に係る職業紹介費用は除く）。

（1）「第5章14条 甲の役割と義務」の実施に要する費用。

（2）技能検定試験に係る費用。

（3）乙との連絡・協議に要する費用。

（4）説明会開催等の受け入れ準備に係る日本国内で要する費用。

（5）講習の実施に要する費用。

（6）技能実習生からの相談に対応する措置に要する費用。

（7）本事業に係る打ち合せ及び状況観察等、各送出国訪問に要する旅費。

（8）その他本事業推進の為に甲側で発生する費用。

**(費用の負担)**

第18条 乙は、本契約の付属書類「技能実習生共同受け入れ事業に係る費用項目表」に従って、本事業に係る費用を負担するものとし、甲から請求された所定の金額を指定する日までに支払うものとする。

2 甲の請求に対する支払いは、毎月25日に翌月分を、甲が指定する銀行口座へ支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

3 乙が甲に対して売掛金の支払いを遅延した場合には、その履行期間を経過した金額につき、金銭消費貸借をなしたものとみなし、乙は甲の請求により年15%の割合による遅延損害金を支払うものとする。但し、違算が生じた場合はこの限りではない。

4 乙は、技能実習生選定後に、乙の都合により技能実習生受け入れの申込を取り消す場合は、乙は甲に対して、「技能実習生共同受け入れ事業に係る費用項目表」に定める申込金の半金を支払わなければならない。また、技能実習生の都合等により技能実習生が入国できない場合は、甲は乙に申込金の全額を返金するものとし、それ以上の支払はないものとする。

## 第7章 雜則

### (本契約の解釈等)

第 19 条 本契約の条項に解釈上の疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、技能実習制度の目的に則り、両者の協議により決定するものとする。

2 甲乙双方は、前項の解釈及び協議について、技能実習法、出入国管理及び難民認定法、同告示・省令、労働基準法等の関係法令、機構の指導を順守するとともに、本契約第 1 条に基づいて誠実に行うものとする。

### (紛争の処理)

第 20 条 本契約に基づいて行われる本事業に関し紛争が生じた場合には、本事業の趣旨及び日本国の諸法令を尊重し、且つ、友好関係を損なわないよう配慮しつつ、甲乙双方間においての協議により、解決するよう努力するものとする。尚、止むを得ない場合には管轄の地方裁判所の判断に従うものとする。

### (契約の効力等)

第 21 条 本契約は、署名の日から発効する。但し、入国管理局等の関係省庁から、本契約の内容に抵触する条文又は本契約に定めのない事項に指導があった場合は、それに従うとともに、甲は乙に対し、速やかに当該内容を通知する。以降、当該内容については、本契約に優先して適用するものとする。

### (契約の解除)

第 22 条 甲は、乙における本事業の継続が不可能又は不適当と判断した場合、乙に対して理由を明示した文書による通知をもって、本契約を解除することができる。

2 前項の契約解除の場合に、契約解除時までに要した諸経費はすべて乙の負担とする。

3 乙は、乙において、本事業の継続が不可能と判断する事態が生じた場合は、速やかに報告するとともに甲の承認を受けなければならない。尚、この場合、乙は事後の処理について甲の指示に従わなければならない。

### (損害賠償)

第 23 条 乙の責に帰する原因（不正行為等）により、又は、乙の本契約に違反する行為により、甲又は甲に所属する他の組合員に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、乙の事情ないしは乙の過失によって、技能実習生との雇用契約を途中で中断する場合、少なくとも技能実習生の退職、帰国又は企業間移動日の 1 ヶ月以上前までに甲に対してその事実を通知し、労働基準法等の関係法令に則り、解雇预告手当て等の相当額を技能実習生に支払うものとする。

3 前項の定めに基づき、当該技能実習生が帰国する場合はその帰国費用（帰国航空券代のほか、国内移動交通費、荷物送料等帰国に係る実費）を、企業間の移動が発生した場合はその移動に係る費用（国内移動交通費、荷物送料、宿泊等）とその当日時点での帰国航空券代の相当額を乙が支払うものとする。

### (契約の終了)

第 24 条 本契約は次のいずれかにより終了するとともに、本契約は効力を失うものとする。

（1）本事業が終了した場合。本契約の終了日は、本事業の終了日とする。

（2）乙において、本事業による技能実習生の在籍者がいなくなった場合、終了とする。但し、本契約において定める甲乙双方の役務が終了していない場合は、その終了した日を以って本契約は効力を失うものとする。

（3）甲乙双方間で本事業に関する新たな契約を行った場合。

(特記事項)

第 25 条 甲乙各々の本事業における役割、義務等の内容や技能実習生の処遇等はすべて本契約の内容に準拠するものとし、本契約に定めのない事項については、技能実習法、出入国管理及び難民認定法、同告示・省令、労働基準法等の関係法令及び機構の指導に拘束されるものとする。

(令和 5 年 11 月 7 日)

---

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

本契約の全条項について承認しました。

甲 : 愛知商工連盟協同組合

乙 : 会社名

理事長 鹿島 均 印

代表者名

印

## 付属一:業務の運営に関する規程

事業所名 愛知商工連盟協同組合 国際事業部

### 第1 目的

この規定は、外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

### 第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等の）技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。

### 第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等の）技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出し機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により、お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

### 第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話をいたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方針以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、外国の送出機関等と調整、協力し面接の機会を設けます。
- 5 いたん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 技能実習生選定後、求人された方から申込金を、別表の「技能実習生共同受入事業に係る費用項目表」（以下、費用項目

表)に基づき申し受けます。

## 第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからハまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を継続することができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

## 第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、尾関友亮です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の習得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関するこ
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構、その他関係機関との連絡調整

## 第7 費用の徴収

- 1 費用は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示したうえで、別表の「技能実習生共同受入事業に係る費用項目表」(以下、費用項目表)に基づき申し受けます。

## 第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業者に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型技能実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別紙「団体管理型技能実習の取扱職種の範囲等」で定める通りです。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

## 付属－2:個人情報適正管理規程

事業所名 愛知商工連盟協同組合 国際事業部

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、国際事業部の金山事務所内で従事する職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 尾関友亮 とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 尾関友亮 とする。

**付属－3:技能実習生共同受入事業に係る費用項目表**

**(介護職以外)**

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合出資金 (/1社)	組合出資金	申込金と同時期	請求後1ヶ月以内	10,000円 (組合加入時の初回のみ)	非課税
申込金 (/1名)	職業紹介費 (事前教育及び事前講習費、 入国準備金等)	技能実習生選定後	請求後1ヶ月以内	200,000円(/申込都度) +税	課税
渡航費 (/1名)	来日渡航費	入国当月 または翌月	請求後1ヶ月以内	実費	非課税
講習費 (/1名)	国内講習費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	入国予定日の およそ1か月前	請求後1ヶ月以内	62,000円(/月) +税	課税
講習手当 (/1名)	講習期間中の生活手当	入国予定日の およそ1か月前	請求後1ヶ月以内	64,000円~85,000円(/月) (国別による)	非課税
帰国費用 (/1名)	母国への航空券代	帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約60,000円~100,000円)	免税
監理費 (/1名)	監査及び巡回指導の費用 技能検定試験に係る費用 本事業運営に係る諸経費	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	37,000円(/月) +税	課税
送出管理費 (/1名)	送出機関の管理費	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	10,000円(/月)	不課税
組合費 (/1社)	組合賦課金	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	4,000円	不課税
JITCO 贊助会費 (/1社)	(財) 国際人材協力機構 賛助会費	技能実習2号開始 のおよそ2か月前 (以降、毎年7月)	請求後1ヶ月以内	50,000~300,000円 (資本金等による年会費)	非課税

(令和5年9月1日)

※組合費については、組合事業の通常経費に充当する費用である為、消費税は不課税仕入れ処理をお願いします。

※監理費より組合費と同額を減額請求します。

※申込金及び講習費、講習手当は、監理費と同質の本事業運営費として徴収しています。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、監理費等を変更する場合があります。

※監理費は技能実習生の上陸から講習期間を含み、帰国まで必要となります。

**付属－3:技能実習生共同受入事業に係る費用項目表**

**( 介 護 職 /ミャンマー・インドネシア)**

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合出資金 (/1社)	組合出資金	申込金と同時期	請求後1ヶ月以内	10,000円 (組合加入時の初回のみ)	非課税
申込金 (/1名)	職業紹介費 (事前教育及び事前講習費、 入国準備金等)	技能実習生選定後	請求後1ヶ月以内	250,000円(/申込都度) +税	課税
渡航費 (/1名)	来日渡航費	入国当月 または翌月	請求後1ヶ月以内	実費	非課税
講習費 (/1名)	国内講習費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	入国予定日の およそ1か月前	請求後1ヶ月以内	120,000円(/月) +税	課税
講習手当 (/1名)	講習期間中の生活手当	入国予定日の およそ1か月前	請求後1ヶ月以内	70,000円(/月)	非課税
日本語能力要件 に関する費用 (/1名)	日本語能力試験N3 受験料など	随時	随時	実費 (受験回数分)	非課税

※入国前に技能実習2号の日本語能力要件を満たしている(N3合格など)場合は不要です。

2号移行の段階で要件を満たしていない場合、移行は可能ですが要件を満たすまで複数回試験の受験等が必要です。

帰国費用 (/1名)	母国への航空券代	帰 国 後	請求後1ヶ月以内	実 費 (約60,000円～100,000円)	免税
監理費 (/1名)	監査及び巡回指導の費用 技能検定試験に係る費用 本事業運営に係る諸経費	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	37,000円(/月) +税	課税
送出管理費 (/1名)	送出機関の管理費	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	5,000円(/月)	不課税
組合費 (/1社)	組合賦課金	毎月月末までに 翌々月分	毎月25日に 翌月分	4,000円	不課税
JITCO 贊助会費 (/1社)	(財)国際人材協力機構 賛助会費	技能実習2号開始 のおよそ2か月前 (以降、毎年7月)	請求後1ヶ月以内	50,000～300,000円 (資本金等による年会費)	非課税

(令和5年11月7日)

※組合費については、組合事業の通常経費に充当する費用である為、消費税は不課税仕入れ処理をお願いします。

※監理費より組合費と同額を減額請求します。

※申込金及び講習費、講習手当は、監理費と同質の本事業運営費として徴収しています。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、監理費等を変更する場合があります。

※監理費は技能実習生の上陸から講習期間を含み、帰国まで必要となります。